

昨年度までの連絡協議会の取組み

＜第 7 回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

平成 3 0 年 7 月 1 3 日（金）

<目 次>

1. 連絡協議会の設立
2. 連絡協議会による取組み
3. 各委員による取組み
4. 平成30年度以降の活動方針

1. 連絡協議会の設立

大型車両の適正かつ安全な走行の実現に向けて

道路管理者・関係行政機関・関係企業団体の連携・情報共有・意見交換



個々の取組みを融合・発展させて、
広報を中心とした効果的な取組み
を実施する

平成26年5月9日

「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」発表

背景

道路インフラの危機（老朽化）、車両の大型化（重量の増加）

平成28年1月29日

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 設立

- 関係企業団体： 6
- 関係行政機関： 7
- 道路管理者： 12

1都2県

平成28年12月21日
(第4回)

新たに埼玉県エリアの関係組織を委員に迎える方針を決定

- 関係企業団体：（一社）埼玉県トラック協会、埼玉クレーン協会
- 関係行政機関： 埼玉県警察本部 交通部
- 道路管理者： 埼玉県 県土木整備部、さいたま市 建設局 土木部

平成29年9月14日
(第5回)

埼玉県内の5組織の参画及び部会の設置に関して、規約等を一部改正

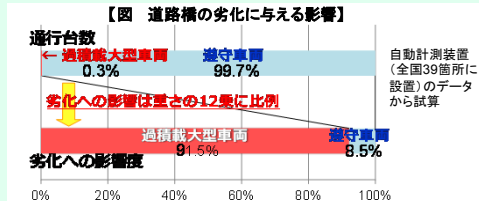
- 関係企業団体： 8
- 関係行政機関： 8
- 道路管理者： 14

1都3県

1. 連絡協議会の設立（大型車両の通行の適正化方針）

背景

1. **0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。**
※車両総重量20tを超える違反車両
→ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当
2. 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

- (1) **バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一**
 ・バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5tに緩和 **【H26年度中に実施】**
- (2) **45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し**
 ・45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和 **【H26年度中に実施】**
- (3) **許可までの期間の短縮**
 - ① 主要道路情報のデータベース化を促進 **【継続して実施】**
 - ② 通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進 **【継続して実施】**
 - ③ 大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施 **【H26年度から実施】**
 - ④ 通行許可に係る審査体制の集約化 **【H27年度から段階的実施に向けて準備】**
- (4) **適正に利用する者の許可の簡素化**
 - ① 違反実績のない者に対して許可期間（現行2年）の延長 **【H27年度実施に向けて準備】**
 - ② ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用 **【H28年度実施に向けて準備】**

違反取締りや違反者への指導等の強化

- (1) **違法に通行する大型車両の取締りの徹底**
 - ① 自動計測装置の増設 **【H26年度から実施】**
 - ② コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施 **【継続して実施】**
- (2) **違反者に対する指導等の強化**
 - ① 国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令4回又は是正指導5回で告発） **【H25年度から実施】**
 - ② 特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施 **【H26年度から実施】**
 - ③ 改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施 また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施 **【H26年度から実施】**
- (3) **関係機関との連携体制の構築**
 - ① 国土交通省（道路局及び自動車局）、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施 **【H25年度から実施】**
 - ② 国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示 **【H26年度から実施】**
 - ③ 自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。 **【H26年度から実施】**

本方針を実施することによる効果

・ 道路構造物の長寿命化

・ 効率的かつ迅速な物流の実現

・ 交通の危険の防止

1. 連絡協議会の設立

大型車通行適正化に向けた 関東地域連絡協議会（1都3県）

- 関係企業団体（トラック協会・クレーン協会）
- 関係行政機関（警察・関東運輸局・関東地整_港湾空港部）
- 道路管理者（高速道路会社・都県政令市・関東地整_道路部）

首都圏大規模同時合同 取締作業部会

- 道路管理者
（高速道路会社・自治体（東京都・
埼玉県）・国道事務所）
- 関東運輸局
- 警察

通行許可迅速化検討部会

- 全道路管理者
- 関係企業団体
（トラック協会・クレーン協会）
- 東京都行政書士会

1. 連絡協議会の設立

過去の開催状況

年度	回 数	開催日	概 要
平成27年度	第1回	1/29	✓ 連絡協議会の設立 ✓ 広報を中心とした取組み方針を確認 ✓ 大型車両を取り巻く課題を共有
	第2回	3/16	✓ Twitter、連絡協議会HPの開設、新聞広告掲載の他、チラシ・ポスター等の作成結果の報告 ✓ 次年度春頃から各委員による取組み開始を確認 ✓ また、秋頃の新たな取組み実施を確認
平成28年度	第3回	8/2	✓ 平成28年度の年間活動計画を確認 ✓ 秋頃を「広報集中期間」と定め、広報強化を図る方針決定 ✓ 連絡協議会として初の合同取締実施について確認
	第4回	12/21	✓ 広報集中期間の取組みの効果検証結果の共有 ✓ 次年度の連絡協議会の進め方を確認 ✓ 新たに埼玉県エリアの関係組織を委員に迎える方針を決定
平成29年度	第5回	9/14	✓ 埼玉県内の5組織の参画及び部会の設置に関して、規約等を一部改正 ✓ 10月上旬からの約1か月間を「重点広報期間」と定め、ラジオやイベントなど新たな試みによる広報実施の方針を決定 ✓ 大型車を取り巻く課題に対し、連絡協議会として実施する対策方針を確認
	第6回	12/6	✓ 「重点広報期間」における取組み及び広報効果の検証結果の報告 ✓ 特殊車両通行ハンドブックを2018年版として更新することを確認 ✓ 平成30年度以降も連絡協議会を継続することを確認（3か年計画が確定）

2. 連絡協議会による取組み

対象にアプローチ可能な媒体を選定し、適時適切な広報を実施

啓発活動対象者

平成27年度（初年度）

広報の対象者は、取組み開始初年度のため幅広く設定し、『**荷主**』、『**運送事業者**』、『**社会一般**』とした。

平成28年度（2年目）

初年度の取組みも継続しながら、『**荷主**』、『**運送事業者**』に焦点を当て、重点的な広報に努めた。

平成29年度（3年目）

H28のアンケート結果から、認知度の低い『**荷主（特に実務担当者）**』に焦点を当てながら、『**運送事業者**』、『**社会一般**』にも広報を実施した。

啓発活動内容

- 新聞広告（一般紙）
 - Twitterの開設（@特車総合ツイッター）
 - バナー広告（（公財）日本道路交通情報センターHP）
 - 連絡協議会HPの開設
 - チラシ・ポスターの作成
-
- 新聞広告（業界紙）
 - 道の駅でのイベント開催（「重量守り、道路を守ろう」パネル展）
 - バナー広告（（公財）日本道路交通情報センターHP）
 - チラシ・ポスターの配布
 - Twitterによる情報発信（@特車総合ツイッター）
 - 連絡協議会HPによる情報提供
-
- 道の駅、高速道路のPAでのイベント開催（パネル展）
 - ラジオ広報（NACK5,（公財）日本道路交通情報センター）
 - 荷主への啓発（資料配布、メルマガ寄稿）
 - チラシの配布
 - Twitterによる情報発信（@特車総合ツイッター）
 - 連絡協議会HPによる情報提供

2. 連絡協議会による取組み

平成28年1月の連絡協議会設立から、広報を中心とした取組みを下表のとおり実施している。

	平成27年度 (初年度)			平成28年度 (2年目)					平成29年度 (3年目)							
	H28 1月	2月	3月	8月	9月	10月	11月	12月	8月	9月	10月	11月	12月	H30 1月	2月	3月
連絡協議会	● 第1回		● 第2回	● 第3回				● 第4回		● 第5回			● 第6回			
広報の取組み		新聞 広告 バナー広告 Twitter開始（@特車総合ツイッター） 連絡協議会ホームページ開設		事前アンケート		広報集中期間 道の駅やちよ イベント 業界紙広告 バナー広告	事後アンケート			重点広報期間 道の駅庄和、幕張PA イベント メルマガ掲載 取締現場見学 （道路管理者） ラジオ広報						荷主への 資料配布
合同取締り				準備会	作業部会	連絡協議会として 初めて実施		作業部会		作業部会	道路3法での 合同取締					作業部会
通行許可 迅速化									● 第1回 検討部会							
各委員による 取組み				【各委員】チラシの配布／ポスターの掲示／ホームページへのバナー設置／機関紙への掲載等を実施												

2. 連絡協議会による取組み

継続広報

平成27年度からスタートし、更新や改訂を行い、継続して実施している。

■チラシ/ポスター



チラシ

平成29年度更新



ポスター／平成27年度

■特殊車両通行ハンドブック2018

平成30年3月改訂



■連絡協議会専用ホームページ 平成27年2月～



■Twitter (@特車総合ツイッター) 平成27年2月～



2. 連絡協議会による取組み

スポット広報

平成29年度は、道の駅やPAでのイベントのほかに、新たな試みとしてラジオ広報を実施し、社会一般・大型車ドライバーに啓発を行った

■道の駅庄和、幕張PA パネル展イベント



展示したパネルの一部



【道の駅庄和】



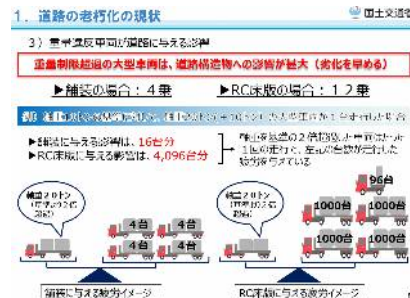
【幕張PA】

■荷主への啓発（資料配布）

（一社）東京都トラック協会と（一社）日本鉄鋼連盟が毎年開催している会議で、啓発資料を配布

道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、**それを超過する車両又は積載物を運搬する場合には、国、都道府県又は市区町村等の道路を管理する道路管理者から『特殊車両通行許可』を取得しなければ通行することができません。**

本資料は、積載物の運搬等を依頼する荷主の皆様方にも、『**特殊車両通行許可制度**』をご認識頂いて、自社の運送部門又は運送事業者等に対して**通行許可の取得状況や通行条件に係る費用負担、適正な運送依頼**に積極的に取組んで頂くためのものです。



■ラジオ広報〔重点広報期間の3連休に実施〕

NACK5で、3日間で合計20回放送
インフォメーションスタイル

SE	アテンション音（チャイム音＝ピンポンパンポン）
BGM	♪
Na. (女性)	大型車を運転中の皆さん、重量オーバーはしていませんか？ 決まった重さを違法に超えた大型車両は、道路を傷める大きな原因になります。また、それは、補修工事を増やし、渋滞の原因にもなります。 運転する人にとっても、重大事故につながりかねず、危険。 定められた重さを超える場合は、許可が必要です。
Na. (男性)	重量守り、道路を守ろう。
Na. (女性)	「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」からのお知らせでした。

さらに、**日本道路交通情報センター**によるラジオ広報を重点広報期間中に**34回実施**

■メルマガ

（一社）日本機械工業連合会が発行する「日機連週報」に寄稿



3. 各委員による取組み

連絡協議会の統一広報ツール（チラシ・ポスター・バナー等）を用いて、各委員において、それぞれが有する媒体を活用した広報を実施頂いている。

<これまでの広報実施例>



4. 平成30年度以降の活動方針

重量違反車両の削減

目標

審査期間の大幅な短縮



第6回連絡協議会にて平成30年度以降の3か年計画が委員の了承を得て確定

連絡協議会運営計画（第6回連絡協議会資料より）

実施内容		平成30年度	平成31年度	平成32年度
連絡協議会		・連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進（PDCAサイクル） ➢ 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 ➢ 合同取締の結果報告及び検証 ➢ 「大型車通行適正化推進月間」（仮称）を創設 ・会員部署に啓発ポスター掲示 ・荷主向けの各種講習会を開催	・連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進（PDCAサイクル） ➢ 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 ➢ 合同取締の結果報告及び検証 ➢ 平成30年度までの取組を検証し、効果的な取組を見極める	・連絡協議会の継続的かつ主体的な取組の促進（PDCAサイクル） ➢ 荷主・ドライバー・社会一般に向けた広報の効果検証 ➢ 合同取締の結果報告及び検証 ➢ 大型車適正化の達成状況の確認及び検証 ➢ 平成30年度からの取組の仕上げ。次期3ヶ年計画を策定
広報活動		・継続的な広報の取組 ➢ 広報媒体・イベントによる広報 ➢ 委員独自広報への連絡協議会の参画 ➢ 重点広報期間での委員総出の広報の取組 ➢ より効果的な広報手法等を検討（広報すべき相手先の見極め）	・継続的な広報の取組 ➢ 広報媒体・イベントによる広報 ➢ 委員独自広報への連絡協議会の参画 ➢ 重点広報期間での委員総出の広報の取組 ➢ オリパラに絡めた広報活動を展開し、より効果的なものとする	・継続的な広報の取組 ➢ 広報媒体・イベントによる広報 ➢ 委員独自広報への連絡協議会の参画 ➢ 重点広報期間での委員総出の広報の取組 ➢ 過去6年を総括し、今後の広報の方向性について指針を策定
適正化方針	違反取締及び違反者への指導等の強化【取締作業部会】	・連絡協議会による合同取締の実施 ➢ 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 ➢ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 ➢ 道路管理者間での取締状況の相互協力（参画者の拡大も検討）	・連絡協議会による合同取締の実施 ➢ 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 ➢ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 ➢ 道路管理者間での取締状況の相互協力（参画者の拡大も検討）	・連絡協議会による合同取締の実施 ➢ 計画的な連絡協議会による合同取締の実施 ➢ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締の実施 ➢ 道路管理者間での取締状況の相互協力（参画者の拡大も検討）
	通行許可の審査基準等の統一化と許可審査手続きの改善【通行許可迅速化検討部会】	・許可期間の大幅な短縮 ➢ 個別協議箇所での削減 ➢ 申請書記載内容の誤り削減 ➢ 審査の統一化・迅速化に向けた意見交換	・許可期間の大幅な短縮 ➢ 個別協議箇所での削減 ➢ 審査の統一化・迅速化に向けた意見交換 ➢ 2020年を控え審査状況進捗確認	・審査期間の削減状況の検証 ➢ 審査期間の現状について検証を行う